

災害時通訳ボランティア活動支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、日本語の理解が困難な外国籍市民を災害時に円滑に支援するため、外国籍市民とのコミュニケーション能力を有する災害時通訳ボランティア（以下「ボランティア」という。）活動を支援することを目的とする。

(ボランティアの定義)

第2条 この要綱において、ボランティアとは、外国籍市民の支援に理解と熱意があり、通訳及び翻訳を行うことのできる18歳以上の者をいう。

(登録)

第3条 ボランティア活動をする者は、災害時通訳ボランティア登録申込書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申込書の提出者は、別途、開催する災害時ボランティア研修を受講するものとし、受講修了後、災害時通訳ボランティア登録者台帳（第2号様式）に登録するものとする。

(活動)

第4条 ボランティアの活動は、次のとおりとする。

- (1) 地域防災拠点等において、日本語によるコミュニケーションが困難な外国籍市民への通訳及び翻訳によるサポート
- (2) 市及び自治会等の主催による防災訓練及び研修への参加
- (3) その他災害時における外国籍市民へのサポートに関するこ

(活動の報酬)

第5条 本制度によるボランティアの活動は、無償とする。

(保険加入)

第6条 登録者が災害現場で救援活動を行う場合は、ボランティア保険に加入するものとし、その費用は、市が負担するものとする。

(補償)

第7条 登録者が救援活動中に被った事故等による補償は、前条のボランティア保険の適用の範囲で行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業実施に関する必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は平成20年2月12日から施行する。

附則

この要綱は平成21年4月1日から適用し、平成21年7月9日に施行する。

附則

この要綱は平成29年2月1日から施行する。

附則

この要綱は平成30年1月1日から施行する。

附則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は令和4年4月1日から施行する。

第1号様式

さいがい じ つうやく
災害時通訳ボランティア登録申込書

とうろくもうしこみしょ

ねん つき ひ
年 月 日

(フリガナ) しめい 氏名					こくせき しゅっしん 国籍(出身)			
せいねんがつび 生年月日	ねん 年	つき 月	ひ 日	ねんれい 年齢	さい 歳	せいべつ 性別		
じゅう しょ 住 所	〒 -							
れんらくさき 連絡先	でんわ 電話				けいたいでんわ 携帯電話			
	FAX				E-mail			
しょうかのう 使用可能 げんご 言語	げんご 言語	つうやく 通訳レベル			【通訳レベルの基準】 A ゆっくりなら日常会話ができる B 日常会話は支障なくできる C 概ねどんな状況でも適切なコミュニケーションができる <small>※外国語が母国語の方は、日本語のレベルについても記入してください。</small>			
	①							
	②							
	にほんご 日本語							
ががくかん しかく しゆとく きにゅう くだ 語学に関する資格を取得していれば記入して下さい。								
がいこくじん しえん やく ががくいがい しかく けいけんなど ぐたいてき きにゅう くだ 外国人支援に役立つ語学以外の資格・経験等があれば具体的に記入して下さい。								
ほか つうやく だんたいなど しょぞく とうろく だんたいめい きにゅう くだ 他の通訳ボランティア団体等に所属・登録していれば団体名を記入して下さい。								
つうやく ほんやく かん かつどうけいけんなど ぐたいてき きにゅう くだ これまでの通訳・翻訳に関する活動経験等を具体的に記入して下さい。								

※ 御記入いただきました個人情報に関しては、災害時通訳ボランティア活動事業以外の目的には使用いたしません。

第2号様式

災害時通訳ボランティア登録者台帳

番号	氏名	ふりがな	住所	生年月日	電話番号	E-mail	使用可能言語
1			〒				
2							
3							
4							
5							